

労働者派遣事業【変更届出・許可証書換申請】提出書類(法人)

労働者派遣事業許可の際に届出した事項について変更があった場合の手続きとなります。このうち[許可証記載事項]に係る変更の場合は、許可証書換となり、手数料(1事業所につき3,000円)がかかります。
変更事項に応じ《様式等》と《添付書類》を組合せ、手続きを行ってください。
届出・申請期限は、変更事後10日以内、ただし派遣元責任者の氏名又は住所については30日以内、変更に伴い登記事項証明書を添付する場合については当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して30日以内となります。
不明な点は、秋田労働局需給調整事業室までご確認ください。

■印は、派遣事業を行う事業所毎に作成が必要です。

《様式等》

変更届出(許可証書換を伴わない変更)		〈提出部数〉
☐	【様式第5号】労働者派遣事業変更届出書〔記載例参照〕	正1、写し2

☐	【様式第5号】労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書〔記載例参照〕	正1、写し2
☐	許可証書換手数料(3千円×事業所数)の収入印紙	正1

《添付書類》

事業主氏名(法人名)又は名称の変更〔許可証記載事項〕		
☐	定款(現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1

事業主住所の変更〔許可証記載事項〕		
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1

代表者の変更		
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1
☐	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1
☐	履歴書〔記載例(役員)参照〕	正1、写し1
☐	*代表者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。	正1、写し1

代表者の住所の変更		
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1
☐	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1

役員(代表者を除く)の変更		
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1
☐	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1
☐	履歴書〔記載例(役員)参照〕	正1、写し1
☐	*役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。	正1、写し1

役員の住所の変更		
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 変更が加えられた場合のみ **添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。**	正1、写し1
☐	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1

代表者及び役員の氏名の変更(姓)

☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) * * 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。* *	正1、写し1
--------------------------	--	--------

事業所の名称の変更【許可証記載事項】

☐	定款 <u>変更が加えられた場合のみ</u> (現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <u>変更が加えられた場合のみ</u> * * 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。* *	正1、写し1

事業所の所在地の変更【許可証記載事項】

☐	定款 <u>変更が加えられた場合のみ</u> (現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <u>変更が加えられた場合のみ</u> * * 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。* *	正1、写し1
☒	事業所使用权を証明する書類(※使用目的が「事務所」であること) * 自己所有の場合…建物の登記事項証明書※添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 * 賃貸借の場合 …賃貸借契約書 * 転貸借の場合 …原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	正1、写し1 写し2 写し2
☒	事業所のレイアウト図(面積、個人情報保管場所、派遣元責任者・職務代行者、面談スペース等)	正1、写し1

特定製造業務への派遣

	添付書類なし	
-------------	--------	-------------

派遣元責任者の変更

※派遣元事業主が労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を、当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは添付資料なし。このほか、現職者の姓が変わった場合も変更届出が必要となりますので、手続きは秋田労働局需給調整事業室にご確認ください。

☒	住民票 <u>※本籍地記載あり、個人番号記載なし。</u>	正1、写し1
☒	履歴書 [記載例(派遣元責任者用)参照]	正1、写し1
☒	* 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。	正1、写し1
☒	派遣元責任者講習受講証明書(選任日前3年以内の受講)	写し2

派遣元責任者の住所の変更

☒	住民票 <u>※本籍地記載あり、個人番号記載なし。</u>	正1、写し1
-------------------------------------	-------------------------------	--------

派遣元責任者の氏名(姓)の変更

	添付書類なし	
-------------	--------	-------------

事業所廃止（事業所が複数ある場合の一部の事業所を廃止）

☒	労働者派遣事業を廃止する事業所に係る許可証	正1
-------------------------------------	-----------------------	----

事業所新設

※事業所を新設する場合は、許可基準の所定の要件（労働者派遣事業許可条件通知書に記載。）を満たしている必要がありますので、事前に十分な余裕をもって秋田労働局需給調整事業室にご相談ください。